横須賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する市加算費支弁要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）に規定する額に加え、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が、よりよい教育・保育を提供することに要する費用（以下「市加算費」という。）を支弁することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）１号認定子ども　法第19条第１号に規定する小学校就学前の子どもをいう。

（２）２号認定子ども　法第19条第２号に規定する小学校就学前の子どもをいう。

（３）３号認定子ども　法第19条第３号に規定する小学校就学前の子どもをいう。

（支弁の対象）

第３条　市加算費の支弁は、本市の区域内に住所を有する者に、教育・保育を行う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対し行うものとする。

２　本市の区域外に住所を有する者が本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者を利用した場合の市加算費は、施設及び事業者が当該利用児童を所管する地方公共団体に請求するものとする。

（支弁額）

第４条　市加算費の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、市外の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に支弁する市加算費の額は、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者を所管する地方公共団体の定めるところによるものとする。

（特定費用の請求等）

第５条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の長は、毎月、当月の

市加算費の額を確認できる書類を添えて、市長に請求するものとする。

２　月の途中に入所した児童に係る市加算費等は、翌月に請求できることとする。

（その他の事項）

第６条　この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年11月１日に改正し、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日に改正し、令和８年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

１　特定教育・保育施設

経費の区分		対象	支弁額
教育・保育単価加算	保育士等の適正な配置に係る人件費	保育所 認定こども園	１　次の児童の年齢区分に応じて、それぞれ定める月額に各月初日の入所児童数を乗じて得た額を合算した額とする。 （１）０、１歳児　月額20,020円 （２）２歳児　月額 9,240円 （３）３歳児及び満３歳児 月額 2,002円 （４）４、５歳児　月額 1,335円 ２　前項の規定にかかわらず、当該特定教育・保育施設が告示別表第２の３歳児配置改善加算又は満３歳児対応加配加算の額を適用する場合は、前項第３号の規定、４歳以上児配置改善加算の額を適用する場合は、第４号の規定は適用しない。 ３　第１項の規定にかかわらず、当該特定教育・保育施設が告示別表第２の１歳児配置改善加算の額を適用する場合は、第１項第１号に規定する１歳児の入所児童数に係る額は、月額6,680円とする。
保育所等機能強化費加算	保育士又は保育教諭１人の配置に係る人件費	保育所 幼保連携型認定こども園	１施設当たり月額 360,360円とする。
開所時間	１日に11	保育所	児童１人当たりの月額 801円に各

加算	時間を超えて開所する施設の運営に係る諸経費	認定こども園	月初日における入所児童数を乗じて得た額とする。
障害児等受入加算	障害児等の受入れに対応するための保育士又は保育教諭の配置に係る人件費	保育所 幼保連携型認定こども園	児童１人当たりの月額80,080円に、各月初日に在籍している２号認定子ども又は３号認定子どもで、かつ、次のいずれかに該当する者の数を乗じて得た額とする。 （１） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第２章の規定による特別児童扶養手当を受給する者が監護し、又は養育する障害児 （２） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 （３） 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第 156号）の規定による療育手帳の交付を受けている者 （４） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
保育士等処遇改善加算	保育士等の処遇改善に係る諸経費	幼稚園 保育所 認定こども園	処遇改善等加算区分２および区分３の適用を受ける施設において、常勤職員（当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従

			事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあっては、１か月に勤務すべき時間数が120 時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務するもの）のうち、経験年数７年以上の幼稚園教諭、保育士、保育教諭、栄養士及び調理員の人数から告示別表第２の加算部分２に掲げる処遇改善等加算区分３の人数Ａを減じた人数に月額40,000円を乗じて得た額を加算するものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、本加算の加算対象者が告示別表第２の加算部分２に掲げる処遇改善等加算区分３の人数Ｂの対象となっている場合は、当該加算対象者に対する加算額は月額35,000円とする。 ３　本加算は、決まって毎月支払われる手当・基本給により配分するものとし、配分額は処遇改善等加算区分３と合わせて、一人当たり月額40,000円を上限とする。

注１　障害児等受入加算における保育士又は保育教諭は、対象児童２人に対し常勤換算方法（常勤以外の職員の１か月の勤務時間数の合計を施設等の就業規則等で定めた常勤職員の１か月の勤務時間数で除することにより、当該施設等の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）で１人以上とする。

注２　保育士等処遇改善加算の対象職員は、施設の管理者（園長・施設長）を除く。

２　特定地域型保育事業者

経費の区分		対象	支弁額
開所時間加算	１日に11時間を超えて開所する事業所の運営に係る諸経費	特定地域型保育事業者	児童１人当たりの月額 801円に各月初日における入所児童数を乗じて得た額とする。
保育士等処遇改善加算	保育士等の処遇改善に係る諸経費	特定地域型保育事業者	処遇改善等加算区分２および区分３の適用を受ける事業所において、常勤職員（当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあっては、１か月に勤務すべき時間数が120 時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務するもの）のうち、経験年数７年以上の保育士、栄養士及び調理員の人数から告示別表第３の加算部分２に掲げる処遇改善等加算区分３の人数Ａを減じた人数に月額40,000円を乗じて得た額を加算するものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、本加算の算対象者が告示別表第２の加算部分２に掲げる処遇改善等加算区分３の人数Ｂの対象となっている場合は、当該加算対象者に対する加算額は月額35,000円とする。 ３　本加算は、決まって毎月支払わ

			れる手当・基本給により配分するものとし、配分額は処遇改善等加算区分３と合わせて、一人当たり月額40,000円を上限とする。

注　保育士等処遇改善加算の対象職員は、事業所の管理者（園長・施設長）を除く。

備考

１　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の各月初日の入所児童数は、各月１日現在において入所している児童の数とし、同日付で入所した児童の数は加えるものとし、同日付で退所した児童の数は減じないものとする。

２　教育・保育単価加算の支弁額の算出に用いる入所児童の年齢区分は、各年度の初日における入所児童の満年齢によるものとする。